

凡 例

本書の内容現在

- 本書の内容現在は原則的に 平成23年1月1日施行現在 です。
例外については、目次及び各法令の冒頭のページに内容現在等について個別に記載しています。

2色の使い方について

- (1) 改正等による新規追加及び主な変更点

例：

施設管理者	海底下廃棄の規則 罰	・油、有害物質等、廃棄物の海底下廃棄の原則禁止 ・二酸化炭素の海底下廃棄を例外的に認める（許可制度）	法18の7～19の2
-------	---	---	------------

- (2) 青字又は黒字のゴシック 要注意点、または別表

例：青字

政令	憲法・法律を実施するために内閣が制定。 「施行令」 と呼ばれるものもある。
----	--

例：黒字のゴシック

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外	建設工事に伴い生ずる廃棄物の排出事業者は、元請業者（原則）※建設廃棄物の排出事業者の所在を明記	法21の3
------------------------	---	-------

筆者注について

- 適用条件・ポイントにおいて※又は※で説明している部分は、筆者による注意書きであり、法令の条文中にはありませんが、業務上留意すべき事項として掲載しています。

法令等の略号

(1) 略号

法……………標題にあるそれぞれの法律

令…………… ✕ 法律施行令

則…………… ✕ 法律施行規則

(2) 法令等の略し方

条番号…………… 1、10の 5（通常の算用数字）

項番号……………①、②、⑩（マル付き数字）

号番号……………(1)、(2)、(10)（括弧付き数字）

<例>

法 8 条の 2 第 3 項→法 8 の 2 ③

令12条 1 項 2 号 →令12①(1)

(3) 表について

本書の表は、法令の別表を流用したものと、本書オリジナルの表があります。本書の【表 1】は「××法別表 1」ではありません。法令の別表を流用している場合は、

【表 1】（令別表 2）

というように（ ）内に但し書きをしています。

罰マークについて

当該遵守事項に特に注意を要する規定が設けられている場合、条項の欄に、**罰**マークを付し、簡単にわかるよう示しています。なお、「法 1～法 3 **罰**」とある場合は、法 1 条、2 条、3 条のどれかに罰則があることを示しています。

目次

第1章 基本的事項

法令の種類	2
1 環境基本法	4
2 環境影響評価法（環境アセスメント法）	10
3 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法／地球温暖化対策推進法）	14
4 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（公害防止組織法）	17
5 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境教育推進法）	31
6 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法／環境情報提供促進法）	32

第2章 大気汚染

7 大気汚染防止法（大防法）	34
8 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）	58
9 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法／特定特殊自動車排出ガス規制法）	64
10 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）	66
11 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）	70

第3章 水質汚濁

12 水質汚濁防止法（水濁法）	76
13 下水道法	93
14 湖沼水質保全特別措置法	96
15 瀬戸内海環境保全特別措置法	98
16 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海洋汚染防止法）	100
17 浄化槽法	103
18 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（水道水源法）	105

32 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)

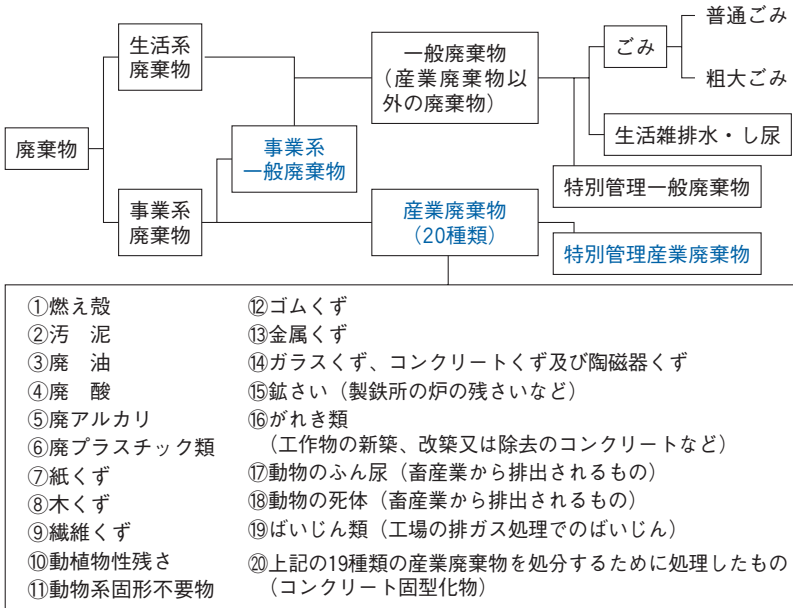
略称：廃掃法 / 廃棄物処理法

※本欄の内容現在日：平成23年 4 月 1 日

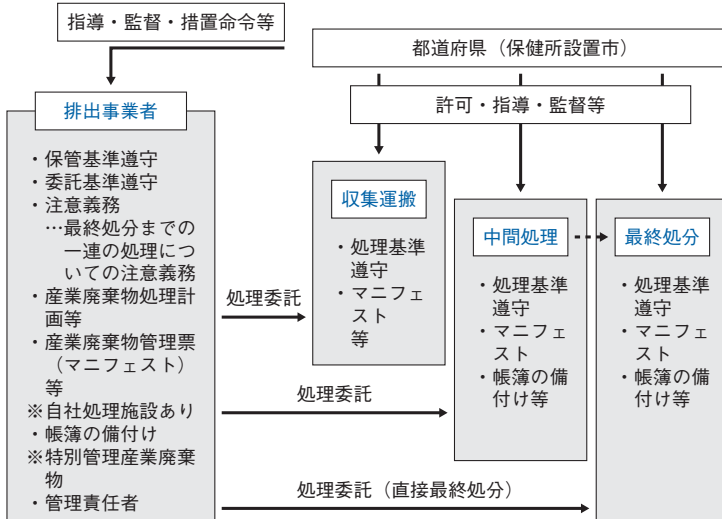
審査・監査における確認事項	1) 廃棄物の区分 ・廃棄物を①一般廃棄物、②特別管理一般廃棄物、③産業廃棄物、④特別管理産業廃棄物に適切に区分して処理していること 2) 産業廃棄物保管基準 ・保管基準に即した適正な保管 ・表示板の掲示（種類、責任者名、連絡先、60cm×60cm） 3) 委託基準 ・委託基準に即した処理業者への処理委託 ・所定事項を含めた契約書の締結、5年間保存 4) マニフェスト ・産業廃棄物引渡し時のマニフェストの交付（所定事項の記入）、A票保存（5年間） ・B2、D、E票の返還確認（未返還等は知事に報告義務）、保存（5年間） ・マニフェスト交付状況の知事への報告（毎年6月30日までに） 5) 多量排出事業者 ・対象：産業廃棄物1,000t以上／年（特別管理産業廃棄物は50t）排出の事業場 ・減量計画、計画の実施状況を知事に報告（6月30日までに） 6) 特別管理産業廃棄物 ・排出事業所には特別管理産業廃棄物管理責任者（有資格者）を選任
法令の目的等	廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、清潔にすることにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る

廃棄物処理法の体系

1 廃棄物の分類



2 産業廃棄物の排出事業者を中心とした体系



(2: 奈良県資料を基に作成)

遵守事項		適用条件・ポイント	条項
定義	廃棄物	ごみ、粗だごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物で、固形・液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く）	法 2 ① 令 2
	一般廃棄物	産業廃棄物（20種類）以外のもの	法 2 ②
	特別管理一般廃棄物	爆発性、毒性、感染性、健康・生活環境に被害の可能性があるものとして政令で定めるもの	法 2 ③
		政令で定める特別管理一般廃棄物（表 1）	令 1
	産業廃棄物	（1）事業活動で発生する燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ類ほか 政令で定めるもの（計20種類）（表 2） （2）輸入された廃棄物	法 2 ④、令 2
	特別管理産業廃棄物	産業廃棄物で、爆発性、毒性、感染性、健康・生活環境に被害発生の可能性があり政令で定めるもの	法 2 ⑤
		政令で定める特別管理産業廃棄物（表 3）	令 2 の 4 則 1 の 2
責務	排出事業者	事業活動の廃棄物（産廃、一廃）は以下による （1）適正な自己処理の実施 （2）再生利用等の減量努力の実施 （3）国、地方公共団体の施策に協力する （4）製品・容器等が廃棄物となった場合の処理困難性の自己評価及び適正処理の容易な製品等の開発、処理方法の情報提供等を実施し、適正処理困難とならないようにする	法 3
	排出事業者の委託基準 1	事業者は、一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については一般廃棄物処分業者その他の環境省令で定める者にそれぞれ委託すること	法 6 の 2 ⑥ 罰、則 1 の 17～18
	排出事業者の委託基準 2	事業者は、法 6 条の 2 第 6 項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、以下の基準に従うこと （1）他人の一般廃棄物の運搬又は処分もしくは再生を業として行うことができる者であって、委託しようとする一般廃棄物の運搬又は処分もしくは再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること （2）特別管理一般廃棄物の運搬又は処分もしくは再生にあつては、その運搬又は	法 6 の 2 ⑦ 罰、令 4 の 4、則 1 の 19